

# 教員養成におけるスポーツ危機管理の在り方に関する研究

半田 勝久 (教育福祉系)、上田 幸夫 (教育福祉系)、大塚 幹太 (教育福祉系)、関 芽 (教育福祉系)

## 1. 本プロジェクトのこれまでの経緯

昨年度本プロジェクトにおいては、KJ法を用いて本学学生のスポーツ危機管理における意識を構造化したことにより、本学の教員養成課程を履修している学生には「倫理・人権・フェアプレイ」という項目が学校における危機管理としてあまり認識されていないという可能性を示唆した。

昨年度の結果を踏まえて、同プロジェクトにおいては、学生のこうした認識が生じた要因の一つを、本学のカリキュラムを見直すことによって検討した。しかし、本学のカリキュラムおよび各授業のシラバスを概観すれば、本学においてこうした視点は、たとえば「スポーツ哲学」「人権教育」などの場で十分に取り上げられていることがわかる。

このように、大学のカリキュラムの中で「倫理・人権・フェアプレイ」という項目が重点的に取り扱われているにもかかわらず、教員志望の学生の危機管理意識の中でこれら項目があまり認識されていない原因としては、多くの学生が、スポーツの問題はスポーツの問題として、教職の問題は教職の問題として捉えていることが考えられる。すなわち、本学カリキュラムにおいては、スポーツの専門科目で得られる知識と教職科目で得られる知識の接続や連携がみられず、学生にとっては両者を関連性があるものとして捉えられていないのではないかという仮説である。

こうしたことから、今後同プロジェクトにおいては、大学がディプロマポリシーおよびカリキュラムポリシーで達成すべきと期待する学生の姿と、実際の学生の実際の学びのズレを把握する必要があることが指摘された。また、こうしたズレは大学カリキュラムと学生の問題として捉えるだけでなく、教員養成の場である大学と、学校現場の教員という、教員養成における主要なアクター間のズレも複合的に検討する必要があると同時に、保護者や地域住民が求める教員像とのズレということも視野に入れなければならないであろう。本プロジェクトにおいては、そうしたこと

を明らかにする一歩として、昨年度実施した意識調査をテキストマイニングなどの手法を使って要因をつかみながら、教員志望の学生とのズレを明らかしようとする研究を模索していた。

## 2. 昨年度の研究計画の見直しの必要

しかし、こうした研究計画は、年度始めから大きな問題を抱えることとなった。周知の通り、全世界を襲ったコロナウィルスは、これまで人々の意識を大きく変え、数十年単位で段階的に進んでいくはずであった学校改革を、わずか数ヶ月で迫ることとなった。このような状況の後で、学生自身が認識する学校の危機管理意識には、昨年度とは異なる大きな変化が起こったことは容易に想像ができる。例えば、前年度の学生の危機意識アンケートの中には上がらなかったネットにまつわる倫理問題や、コロナウィルスに罹患した者に対する取り扱いや偏見など、去年危機意識項目に上がらなかった「倫理・人権・フェアプレー」の問題などを明確に意識せざるを得ない状況となったであろう。

さらには、学生たちにとっての危機意識は、自身が将来関わることとなるであろう「対象」(たとえば「人(児童・生徒、同僚、保護者、地域住民など)」や「もの(学校の施設、教育の制度など)」)に向けられるのではなく、学生「自身」に向けられることとなった。教育実習に行った学生の多くは、実際にコロナ禍の学校において実習を体験した上で、ポストコロナの学校の危機管理の困難性を感じたと同時に、こうした新たな事態に直面した学校に教師として就職するには自らの専門性が欠如しているとの正直な感想を述べている。例えば、自宅待機によって運動機会が減少したことや、対面型授業が開始されて以降も身体的接触を伴う運動が制限された中で、自らが構想してきた体育実践に問い直しが迫られたこと、教室や教材の消毒や時差登校などの対応によって労働時間が増加し授業研究機会が減少している実態があったこと、あるいは黙食指導を余儀なくされたことで生徒・児童との関係

づくりに困難があったことなど指摘された。こうした実習生の自己反省は、新学習指導要領が求めているような、変化が想定しえない社会に対応する思考力や判断力を備えた人材に自らがなっていないという実感からきたものである。こうした新たな状況に直面した学校現場に対応する大学の教職カリキュラムとはどのようなものかを検討する必要がある。

さらに、周知の通り、文科省は2020年8月、やむを得ない事情があれば教育実習の全部または一部を、大学の科目で代替できる特例措置を通知したことにより、本学においても若干名の学生が実習期間の短縮、あるいは実習中止に追い込まれるという事態に直面した。

むろん、戦前の師範学校とは異なり、戦後の教員養成は、研究機関たる大学にて高度の専門性を獲得することを主眼としており、教育実習は教員養成の主たる活動ではないとの意見もあるだろう。しかし、前述の通り、これまでの学校とは異なった現場を体験する機会を奪われたということは今後の専門性の向上に大きな支障をきたすことはいままでもない。付言するならば、昨年度の教育実習は、現場での実習体験だけでなく、大学における専門的知識の獲得そのものの機会を奪ってしまっている。というのも、本学の学生の中にも、実習期間前後2週間の自宅待機を条件に教育実習を許可するという自治体の方針に従って、大学を休まざるを得ない状態に追い込まれた者もいたからである。自宅待機措置は、学校現場の安全に配慮したやむを得ない対応であったということも事実であるが、こうした対応によって学生が大学での専門教育を受ける機会を奪ってしまったということも忘れてはならない。

### 3. 今後の研究の方向性

こうした状況を鑑み、本プロジェクトでは、コロナ禍における実習を通じて学生が何を学び、コロナ禍によって学生は何を奪われたのかを体系的に整理する必要があることが確認された。しかし昨年度の教育実習を体験した学生はすでに卒業してしまっており、継続的に調査を行うことは困難である。しかし、幸い本学の児童スポーツ教育学部においては、3・4年次での実習を課しているため、コロナによる教員志望生への影響を明らかにする研究の可能性は残されていることは付記しておきたい。

### 参考文献

石井英真 (2020) 『未来の学校 ポスト・コロナの公教育のリデザイン』日本標準

(受理日：2021年6月24日)